

東大阪市第3次環境基本計画

豊かな環境を創造するまち・東大阪 ～一人ひとりの行動が未来を築く～
概要版



東大阪市環境基本計画とは

東大阪市環境基本計画（以下「基本計画」という。）は、「東大阪市環境基本条例」（以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、本市の環境保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する計画です。

《条例の目的》本市に集うすべての人々の協働のもとに、豊かな環境を保全及び創造するとともに、これを将来の世代に引き継いでいくこと。

■基本計画が対象とする環境の範囲

基本計画では、条例に基づく生活環境、自然環境、都市環境、循環型社会、地球環境の5つの環境分野を設定しています。

環境分野	範囲とする内容
生活環境	大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、振動、土壌汚染、有害物質など
自然環境	みどり、水辺、身近な生物（植物・動物）
都市環境	景観、快適な都市空間、歴史・文化など
循環型社会	廃棄物発生抑制、資源の循環的利用、廃棄物適正処理
地球環境	地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など

■基本計画の目的

基本計画は、市民、市内の事業者、各種団体、行政、市外からの通勤・通学者など市内に來訪するすべての人や事業者の協力の下、生活環境、自然環境、都市環境、循環型社会、地球環境の5つの環境分野を保全・推進することにより、未来に向かって、より良い環境を築いていくことを目的とします。

■本計画について

本計画は第3次の基本計画であることから、名称は「東大阪市第3次環境基本計画」とします。
本計画の期間は、2021（令和3）年度～2030（令和12）年度までの10年間とします。

■本計画における5つの環境分野（生活環境、自然環境、都市環境、循環型社会、地球環境）の考え方

環境問題は人間の活動が引き起こしたものであり、日本においては、工場や事業場を発生源とする大気汚染や水質汚濁、騒音、振動等が住民の生活環境の安全を脅かす公害問題が最初の環境問題です。今ではこれらの公害問題は私たち自身の手により克服されつつありますが、現在ではさらに大きな環境問題として、地球温暖化をはじめとする地球環境問題や廃棄物の問題を抱えており、解決していく必要があります。

これらを踏まえ、本計画では生活環境・自然環境・都市環境・循環型社会・地球環境の5つの環境分野を次のように整理しました。

① 地球環境・循環型社会

私たちの生活は、地球からの様々な恵みを受用することで成り立っています。しかし、私たちの大量に資源を消費する社会経済活動が、地球に大きな負担をかけており、地球は限界に達しつつあると言われています。その結果、様々な環境問題が顕在化し、私たちの生活の根幹を揺るがしかねないものとなりました。

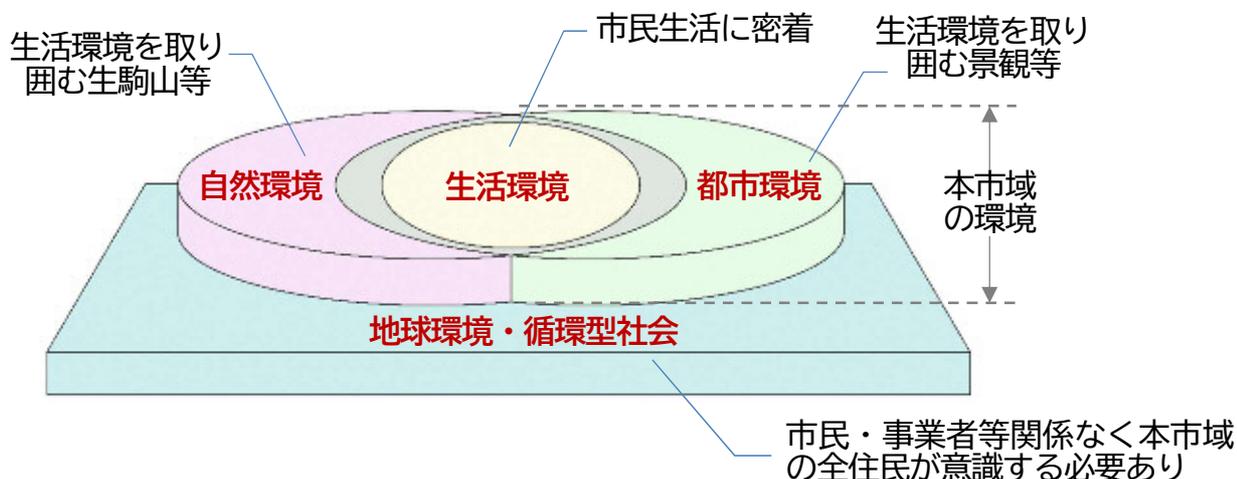
そこで、私たちがこの地球に生かされている、ということを一一人ひとりがしっかりと認識し、地球環境問題にまず意識を向けなければなりません。

また、地球の限りある資源を有効に活用しなければ、私たちの生活の持続は不可能であることから、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から早期に脱却し、環境負荷が少ない循環型社会を構築することも急務です。このように、私たちがこの地球に生きる一員であるという大きな前提（土台）を忘れてはなりません。

② 生活環境、自然環境、都市環境（本市域の環境）

①で示しました、私たちがこの地球に生きる一員であるという大きな前提（土台）の下、本市域の生活環境に目を向けると、本市は全国有数のモノづくりのまちであり、工場密度が全国一位となっています。そのため、住宅と工場が同地域に混在する「住工混在」を背景とした公害問題が本市における環境問題の原点となっています。生活環境を保全し、市民が健康で安心して暮らせることは重要であり、この問題を解決すべく、本市では独自の条例として「東大阪市生活環境保全等に関する条例（旧公害防止条例）」や「東大阪市住工共生のまちづくり条例」を制定し、公害規制や住工共生の取り組みを進めてきました。

一方、本市の東地域には生駒山系を代表とする豊かな自然環境がありますが、本市にとって替えがきかない重要な自然環境であり、保全し、後世に引き継いでいく必要があります。さらに、古くからある生駒山系の自然や歴史的文化的な遺産を保全することで、本市らしい景観や街並みの形成につなげ、都市環境を築いていく必要があります。



5つの環境分野の関係イメージ図

■計画の基本構想

- ・目指す環境像

豊かな環境を創造するまち・東大阪 ～一人ひとりの行動が未来を築く～

2030（令和12）年へ向けて、豊かな環境を築いていくためには、今を生きる私たち一人ひとりの行動や取り組みが重要であり、その積み重ねが大きな影響を与えると考えます。

さらには、パリ協定（※1）やSDGs（※2）の考え方、環境・経済・社会の統合的な向上など、本市だけでなく、本市を取り巻く世界の影響も踏まえた取り組みを進めていかなければなりません。

そのため、市民や事業者・各種団体・行政を構成する一人ひとりが、世界の動きにも目を向けつつ、環境を意識するだけではなく、実際に行動へ移すことが重要です。また、各主体が行動へと移すにあたっては、お互いを尊重し、協働することによって、環境への負担が少ない持続可能な社会・環境づくりに取り組むことが求められます。

このような観点から、本市が目指す環境像として「豊かな環境を創造するまち・東大阪 ～一人ひとりの行動が未来を築く～」を掲げます。

（※1）パリ協定

2015（平成27）年12月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された、2020（令和2）年以降の気候変動対策の新たな国際的枠組みです。

（※2）SDGs（持続可能な開発目標）

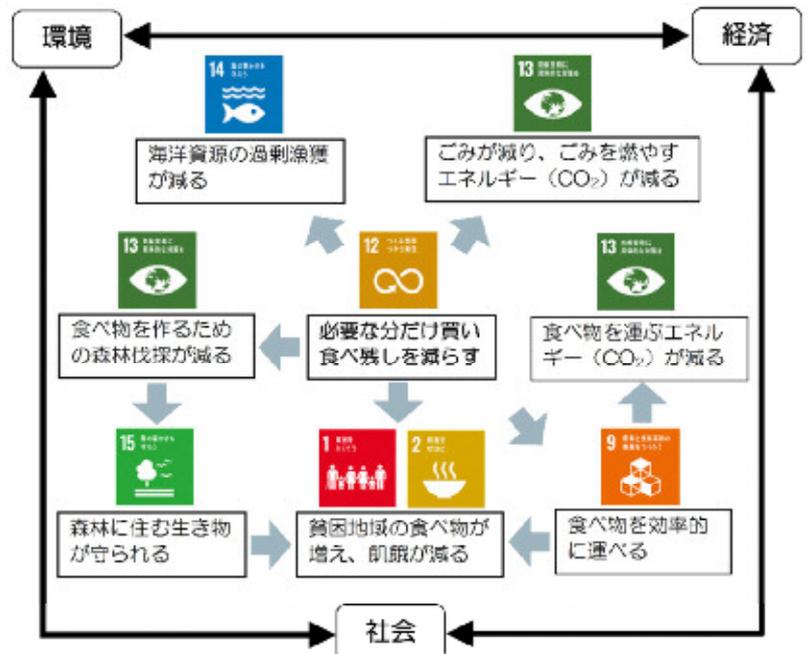
2016（平成28）年から2030（令和12）年までの15年間で貧困や不平等・格差、気候変動、資源枯渇、自然破壊などの様々な世界的問題を根本的に解決し、持続可能で「誰ひとり取り残さない」社会の実現を目指すための世界共通の17の目標です。



■コラム ■ 食べ残しを減らすとどうなる？ ～SDGs的観点で～

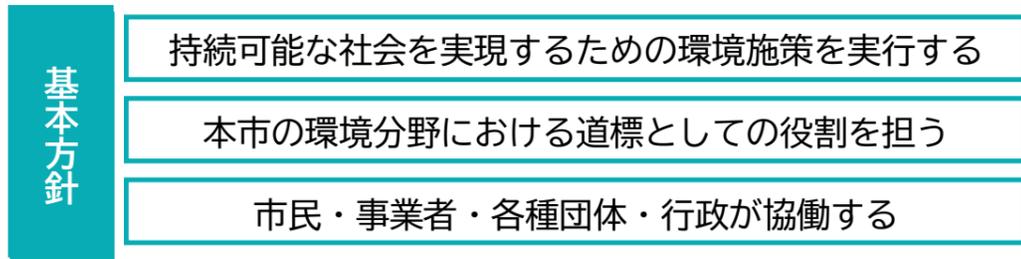
近年食べられる状態の食品がそのまま廃棄される「食品ロス問題」が大きな問題となっています。この問題に対して、私たちが日常生活でできる行動の1つとして、「必要な分だけの食品を買い、食べ残しを減らす」ことが挙げられます。

この行動自体はSDGsの17の目標のうち、直接の目標で言えば、「ゴール12：つくる責任 つかう責任」の達成に貢献するものですが、SDGsの考え方で捉えると右図のように、様々な側面に良い影響をもたらしていることがわかります。



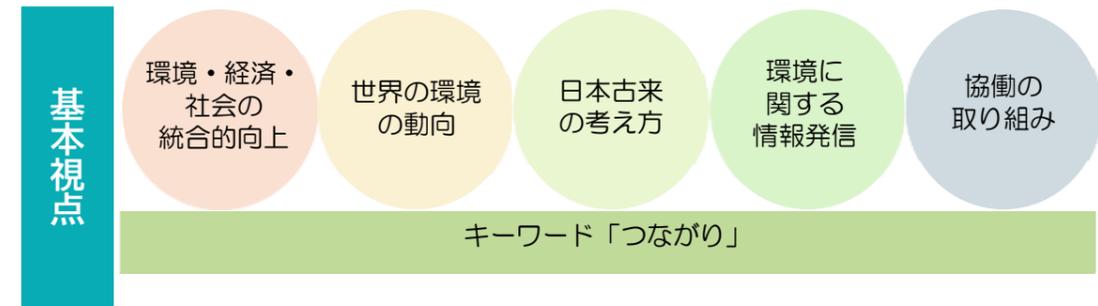
・基本方針

本計画全体を通じて念頭に置く基本方針は以下のとおりです。



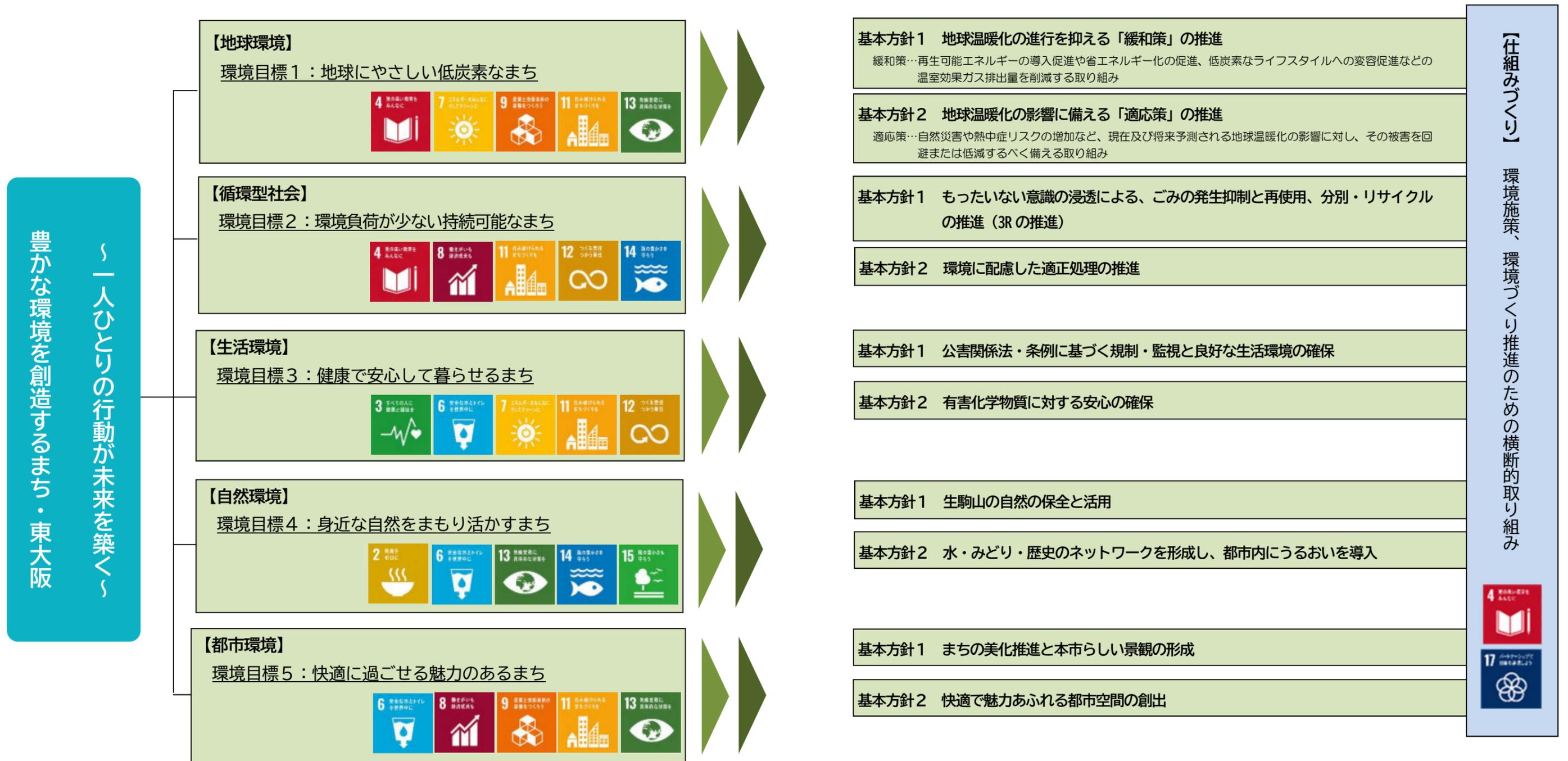
・基本視点

本計画で踏まえるべきポイント（基本視点）は以下のとおりです。



■施策体系図

目指す環境像「豊かな環境を創造するまち・東大阪 ～一人ひとりの行動が未来を築く～」の実現に向け、地球環境、循環型社会、生活環境、自然環境、都市環境の5つの環境分野ごとに目標を立てます。また、各環境目標の達成のための横断的な仕組みづくりも推進します。さらに、各環境目標の達成を目指すことにより、関係するSDGsの達成にも貢献します。



■環境目標別の取り組み方針

環境目標1：地球にやさしい低炭素なまち

地球環境

「2050（令和32）年温室効果ガス排出実質ゼロ（※）」の実現に向けて、既に顕在化してきている地球温暖化の影響に備えつつ、温室効果ガスのさらなる削減により「地球にやさしい低炭素なまち」を目指します。
 （※）私たちの様々な活動による排出と森林等の吸収源による除去との間の均衡を達成することを言います。

基本方針 ・地球温暖化の進行を抑える「緩和策」の推進
 ・地球温暖化の影響に備える「適応策」の推進

関連計画 東大阪市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

指標 本市域からの温室効果ガス排出量削減率

現状値（2017年度）	目標値（2030年度）	あるべき将来像（2050年）
8%削減 （2013年度比）	26%以上削減 （2013年度比）	実質ゼロ

行動例 東大阪市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を参照
 （市民）日常生活において省エネに努める、排出係数の小さい電力会社を選択する など
 （事業者・各種団体）事業活動の過程において、省エネ・省CO₂に寄与する設備や手段の選択に努める など
 （行政）率先的に地球温暖化対策の取り組みを推進する など

環境目標4：身近な自然をまもり活かすまち

自然環境

生駒山の豊かな自然や市街地におけるみどりを保全するとともに、生駒山の豊かなみどりをみどりが不足する市街地へつなぎ、みどりのネットワークを形成することにより、人と自然と多様な生物が身近にふれあいながら共生する「身近な自然をまもり活かすまち」を目指します。

基本方針 ・生駒山の自然の保全と活用
 ・水・みどり・歴史のネットワークを形成し、都市内にうるおいを導入

関連計画 東大阪市都市計画マスタープラン、東大阪市森林整備計画、東大阪市みどりの基本計画

指標 市街化区域における緑地率

現状値（2019年度）	目標値（2030年度）
10.5%	10.5%以上

行動例 東大阪市みどりの基本計画を参照
 （市民）緑化活動に積極的に取り組む など
 （事業者）敷地内のみどりを保全・創出する など
 （各種団体）地域の方と身近な自然に親しむ機会を創出する など
 （行政）みどりに関するイベントを開催し、みどりの情報発信や普及啓発を行う など

環境目標2：環境負荷が少ない持続可能なまち

循環型社会

SDGsの考え方から「持続可能」をキーワードとして、3R（発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル））の取り組みを進め、資源を有効に利用することにより、資源が循環して持続が可能な「環境負荷が少ない持続可能なまち」を目指します。

基本方針 ・もったいない意識の浸透による、ごみの発生抑制と再使用、分別・リサイクルの推進（3Rの推進）
 ・環境に配慮した適正処理の推進

関連計画 東大阪市一般廃棄物処理基本計画

指標 家庭系1人1日あたりのごみ量、ごみの資源化率、焼却処分量

	現状値（2019年度）	目標値（2030年度）
家庭系1人1日あたりのごみ量	545g	501g
ごみの資源化率	13.3%	21.7%
焼却処分量	16.8万トン	14.1万トン

行動例 東大阪市一般廃棄物処理基本計画を参照
 （市民）買い物時はマイバッグを活用する、食品ロス（賞味期限切れで捨てられる食品や食べ残し）を減らす など
 （事業者・各種団体）ごみ減量・リサイクルの意識向上のため、環境やごみに関する社員教育に努める など
 （行政）学校や地域に向けたごみ減量・環境教育を推進する。など

目指す環境像実現のための仕組みづくり

目指す環境像「豊かな環境を創造するまち・東大阪 ～一人ひとりの行動が未来を築く～」の実現に向けては、今後、人口減少・高齢化の進展が見込まれる中で、高齢者層から若年層、さらには子どもたちまで、様々な世代の環境に関わる取り組みへの参加を推進していくことが重要となります。
 このことから、様々な世代が環境に関わることができる仕組みづくりを推進します。

基本方針 ・環境教育・学習の推進
 ・情報発信ツールやイベント等を活用した啓発
 ・市民や環境活動団体への側面的支援

関連計画 東大阪市生涯学習推進計画

指標

- ✓ 出前講座実施回数
- ✓ 出前講座参加者数
- ✓ 市政だより掲載数
- ✓ イベント出展回数
- ✓ 豊かな環境創造基金申請団体数
- ✓ 環境活動団体交流会参加団体数 など



環境目標3：健康で安心して暮らせるまち

生活環境

大気や河川等の環境モニタリング調査や工場・事業場等の公害発生源に対する指導、アスベスト・ダイオキシン類の対策や事業者による有害化学物質の適正な管理促進等を実施していくことにより、「健康で安心して暮らせるまち」を目指します。

基本方針 ・公害関係法・条例に基づく規制・監視と良好な生活環境の確保
 ・環境に配慮した適正処理の推進

指標 大気・水質（河川）・騒音（道路騒音）・有害物質（ダイオキシン類）の環境基準達成状況

	現状値（2019年度）	目標値（2030年度）
大気	77.8%	いずれの項目も100%
水質	98.5%	
騒音	95.7%	
有害物質	100%	

行動例

（事業者）環境関連の法・条例を理解・遵守し、環境汚染の防止や環境負荷の低減に努める など

環境目標5：快適に過ごせる魅力のあるまち

都市環境

本市らしい良好な景観を形成し、快適で魅力のある都市空間を創出することにより、本市に暮らす人も訪れる人も「快適に過ごせる魅力のあるまち」を目指します。

基本方針 ・まちの美化推進と本市らしい景観の形成
 ・快適で魅力あふれる都市空間の創出

関連計画 東大阪市都市計画マスタープラン、東大阪市景観計画、東大阪市文化政策ビジョン、東大阪市立地適正化計画、東大阪市みどりの基本計画、東大阪市総合交通戦略、東大阪市住生活基本計画

指標 地域清掃実施件数、各関連計画に位置付けられた以下の指標

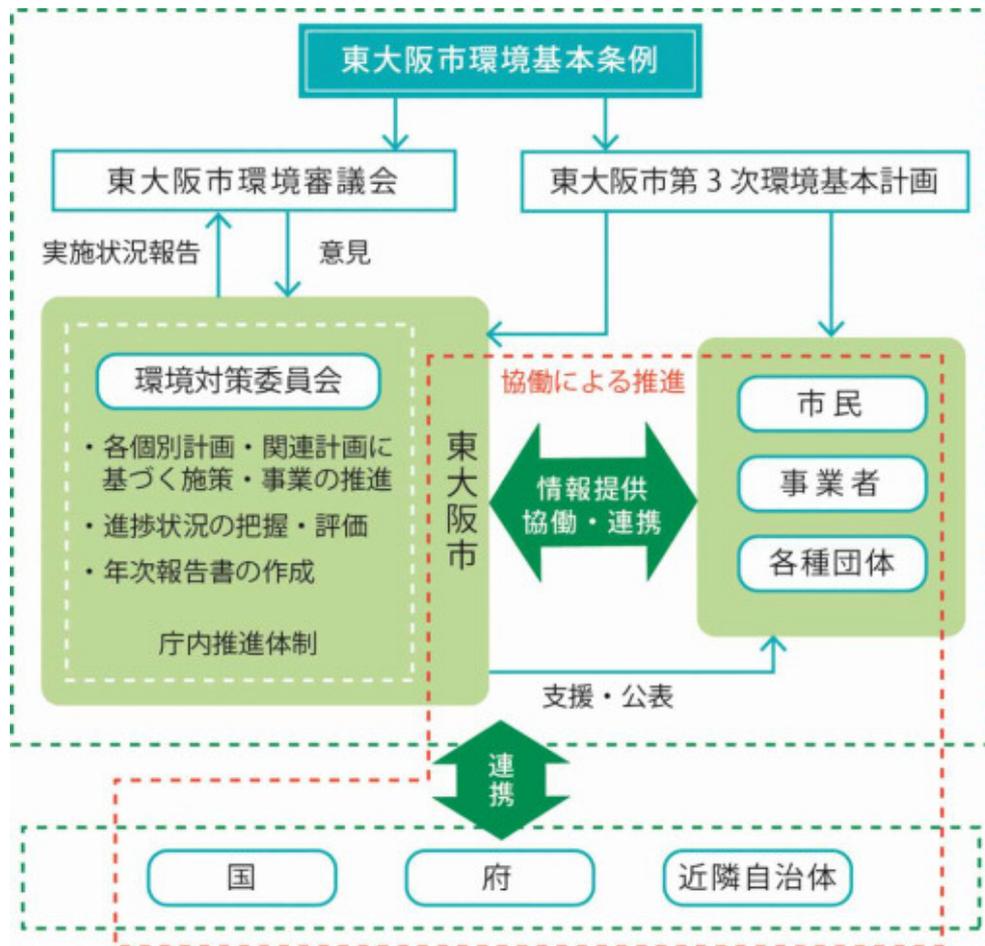
	現状値	目標値
地域清掃実施件数	614件（2019年度）	650件（2023年度）
文化財や地域の文化的資源を活用した事業の割合	45.2%（2019年度）	50%（2030年度）
住宅・住環境に対し満足していると思う市民の割合	14.9%（2017年度）	20%（2030年度）
公共交通分担率	19.8%（2010年度）	22.2%（2030年度）
市街化区域における緑地率【環境目標4指標の再掲】	10.5%（2019年度）	10.5%以上（2030年度）

行動例

（市民）ポイ捨てしない、地域の清掃活動に参加する など
 （事業者）ごみを適正に処分する、地域の清掃活動に参加する など
 （行政）まちの美化推進を啓発する、地域清掃活動を支援する など

■推進体制・進捗管理

より良い環境づくりを推進するため、市民・事業者・行政・各種団体の各主体間の連携や協働が不可欠です。本計画の進捗管理にあたっては以下の体制の下、PDCA サイクルを活用し、各環境目標に設けた指標により進捗状況の確認を行います。



■ コラム ■ 水と環境のつながり ～プラスチックごみを例に～

本市には多くの河川が流れていますが、河川は山から平地、海へと流れていく中でその空間どうしをつないでおり、「河川」をキーワードに環境を考えることで、様々なつながりが見えてきます。

例えば、近年、ポイ捨てなどで適切に処理されなかったレジ袋をはじめとするプラスチックごみが海へと流れることにより海洋が汚染され、生態系にも悪影響を与える「海洋プラスチックごみ」が地球規模での大きな問題となっています。

本市域に海はありませんが、河川を通じて大阪湾とつながっています。河川にポイ捨てされたプラスチックごみは、河川を通じて下流域に流れることでその流域でのごみとなり、あるいは海へと流れ、海洋汚染の原因となります。本市においては、このような河川を通じた下流とのつながりをしっかり認識しつつ、プラスチックごみを減らし、適切な処理を心掛ける必要もあることから、2019（令和元）年8月に「東大阪市プラスチックごみゼロにトライ！宣言」を行いました。



大阪湾の海岸に漂着したプラスチックごみ
(大阪府ウェブサイトより)

